

## 教育警務委員会会議録

I 日 時 令和6年12月11日（水）

午前9時59分開会

午前11時57分休憩

午後0時6分開議

午後0時40分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員長	八嶋 浩久
副委員長	谷村 一成
委員	瀬川 侑希
〃	亀山 彰
〃	永森 直人
〃	武田 慎一
〃	火爪 弘子
〃	米原 蕃

IV 出席説明者

教育委員会

教育長 廣島 伸一

理事・教育次長 水落 仁

教育次長・教育みらい室長

中崎 健志

教育次長 小杉 健

参事・教育企画課長

板倉由美子

教育企画課課長（高校跡地活用・学校施設担当）

中家 立雄

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

小林 匠

教育参事・教育みらい室小中学校課長

山尾 佳充

教育みらい室県立高校課長

土肥 恵一

教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室課長（県立高校改革推進担当）

嶋谷 克司

教育みらい室課長（児童生徒支援担当）

富川 展行

生涯学習・文化財室長・課長（文化財担当）

辻 ゆかり

生涯学習・文化財室次長・課長（振興担当）

前川 秋人

生涯学習・文化財室課長（家庭成人教育担当）・課長（青少年教育担当）

河原 千里

教職員課長 安川 賢一

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

五島 直樹

保健体育課課長（食育安全担当）

松嶋 保子

公安委員会

公安委員長 竹内登美子

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 石田 康久

地域部長 専徒 勝司

刑事部長	橋森 俊広
交通部長	高島 秀之
警備部長	青野 秀夫
警務部参事官・首席監察官	
	井上 数也
警務部首席参事官・警務課長	
	渡部 高史
警務部参事・会計課長	
	中林 隆至

## V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 教育警務行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

## VI 議事の経過概要

### 1 11月定例会付託案件の審査

#### (1) 説明事項

八嶋委員長 本定例会において本委員会に付託された諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お配りしてある議案付託表のとおりです。

追加提案された案件について、当局から説明をお願いします。

廣島教育長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（教育費）について

高木警察本部長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

## (2) 質疑・応答

これより付託案件について質疑に入ります。質疑はありますか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

## (3) 討論

八嶋委員長 これより討論に入ります。

討論はありますか。——ないようですので、討論なしと認めます。

## (4) 採決

八嶋委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第131号令和6年度富山県一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会所管分ほか3件及び報告第19号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

八嶋委員長 挙手全員です。

よって、議案第131号ほか3件及び報告第19号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

## 2 請願・陳情の審査

### (1) 請願に係る説明事項

八嶋委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。請願は3件付託されていますので、当局から順次説明をお願いします。

板倉教育企画課長 請願第10号－2「子どもの貧困と教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求めるための請願」のうち請願事項1「ゆきとどいた教育の実現のために、県の教育予算を増やしてください。」に関して御説明いたします。

教育委員会では、ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成を基本理念とし、真の人間力を育む教育の推進に取り組ん

でいるところです。財政環境が非常に厳しい折ではありますが、必要な教育予算の確保に努めるとともに、創意工夫を凝らした事業展開を図ってまいります。

**中家教育企画課課長** 請願第10号－2のうち請願事項8－2「すべての学校施設の耐震化を早急に完了し、老朽化対策をすすめるとともに、エアコン設置やトイレの洋式化など施設・設備を改善・充実してください。」について御説明いたします。

校舎の耐震化については、県立学校では平成27年度末に完了し、小中学校においても令和3年度末に完了しております。

学校施設の老朽化対策については、平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、従来の建て替え型から築80年まで延命する長寿命化型に転換し、具体的な老朽化対策を計画的に進めているところです。

エアコンについては、全ての県立学校の普通教室と特別支援学校の特別教室は既に設置を完了しており、県立高校の特別教室についても令和4年度から順次設置を進めているところです。

トイレの洋式化については、生徒が日常的に利用する校舎のトイレのうち、学校が希望したトイレの洋式化は完了しており、引き続き教職員や来賓用、体育館等のトイレについても学校の要望を踏まえ洋式化を進めることとしております。

また、施設・設備の修繕等については、これまでも学校の要望に基づき緊急性、必要性の高いものから順次改修や更新を行ってきております。

今後とも、必要な予算の確保に努め、施設・設備の改善・充実に努めてまいります。

**小林教育企画課課長** 請願第10号－2の請願事項2－2「子

どもたちのいのちと健康を守るとともに、学ぶ権利を保障するため、教育条件整備に全力をあげてください。」のうち教育企画課所管分について御説明いたします。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染が広がっている場合でも生徒の学びを保障できるよう、1人1台端末の配備などオンライン授業を実施できるICT環境の整備とモバイルルーターの貸与等、家庭への支援体制を整えてきております。

また、オンライン授業などICTを活用した教育を進めるためには、教員のICT活用指導力の向上はもとより、運用上の技術的なトラブルへの対応支援など教育現場を支える体制の強化が大変重要であり、今年度も情報通信技術支援員の派遣による学校の支援に努めているところです。

今後も各学校からの要望等を踏まえ、学校にとって望ましい支援の在り方についてさらに検討を進めてまいります。

**山尾小中学校課長** 請願第10号－2の請願事項7の(2)

「子どもの就学を保障するため、教育活動に不可欠な教材費、給食費など学校納付金の無償化をすすめてください。」の小中学校課所管分について御説明申し上げます。

学校においては、個人所有となる教材費など個人に還元されるものは保護者の方々が負担されています。ただし、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、学校教育法に基づき市町村において必要な援助を行っているところです。

続きまして、請願事項10－2「県内で学ぶ能登半島地震や東日本大震災などの地震や自然災害、福島原発事故で被災した子どもたちの就修学に必要な県独自の支援を行ってください。」の小中学校課所管分について御説明申し上げます。

令和6年能登半島地震や東日本大震災等により被災され

経済的理由により就学困難な幼児、児童生徒の教育機会の確保に資するため、国において被災児童生徒就学支援等事業交付金が設けられ、県においても予算を計上しているところです。今後とも国の動向を注視しまして、就学援助事業が円滑に実施されるよう努めてまいります。

**土肥県立高校課長** 請願第10号－2のうち請願事項7の（1）－2、（2）、（4）、（5）並びに10－2について順次説明申し上げます。

まず、請願事項7の（1）－2「高等学校等就学支援金制度を改め、高校授業料を完全に無償化してください。」の件につきまして、県立高校の授業料は、平成26年度にそれまでの不徴収制度に代え、高等学校等就学支援金制度が創設されたところです。

制度の創設に当たりましては所得制限を設け、これによって捻出された財源により、低所得世帯を対象とする授業料以外の教育費の支援を行う奨学のための給付金の創設や、私立高校等に通う生徒への加算の拡充などが行われており、低所得世帯の経済的負担の軽減や公私間の教育費格差の是正が図られているところです。

今後とも就学支援金制度の充実につきましては、全国都道府県教育委員会連合会などとも連携しながら国に働きかけてまいります。

次に、請願事項7の（2）「子どもの就学を保障するため、教育活動に不可欠な教材費、給食費など学校納付金の無償化をすすめてください。」という件の県立高校課所管分についてです。

県立学校におきましては、国が創設した奨学のための給付金や働きながら学ぶ定時制・通信制高校生への教科書無償給与、特別支援学校における就学奨励費などにより保護者の経済的負担の軽減を図っており、引き続き支援してま

います。

次に、請願事項7の(4)「高校生・大学生に対する返還の不要な給付制奨学金制度の創設・拡充にとりこんでください。」の件についてです。

高校生については、国において、高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するための制度として奨学のための給付金を創設し、必要に応じ拡充されています。本県においてもこの制度を活用して就学支援に取り組んでおります。

また大学生につきましても、平成29年度に国において創設された給付型奨学金が令和2年度から大幅に拡充され、所得要件を満たし、かつ進学意欲が認められれば、高校での成績にかかわらず支援対象となり、給付額についても、学生が学業に専念して学生生活を送るために必要な生活費を賄える額が措置されることとなっております。

国が実施する給付型奨学金のさらなる拡充につきましても、引き続き全国知事会等を通じて国に働きかけたいと考えております。

次に、請願事項7の(5)「県奨学金の返済猶予制度を維持・拡充してください。」の件につきましても、奨学生が進学したときや災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、その事由が継続する期間返済を猶予しているところです。今後も奨学生の事情に応じて猶予を行ってまいります。

次に、請願事項10-2「県内で学ぶ能登半島地震や東日本大震災などの地震や自然災害、福島原発事故で被災した子どもたちの就学に必要な県独自の支援を行ってください。」の県立高校課所管分についてお答えします。

県立高校におきましても、被災生徒に対し、入学検査手数料や入学料、授業料の免除などを独自に実施していると



ころです。被災された生徒の皆さんに安心して富山県で学んでいただけるよう努めてまいります。

**魚津特別支援学校課長** 請願第10号－2の請願事項9「特別支援学級・学校を増やすとともに、通常学級に在籍する障がいをもつ子どもたちに必要な教育条件を整備してください。」についてお答えします。

小中学校の特別支援学級については、令和6年度は14学級増やしたところです。また、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒を支援するための通級指導教室は、令和6年度は小学校で学校の統合等により1学級減りましたが、中学校で6学級増やしました。特別支援学校については、平成22年度までに6校で複数の障害種別を教育の対象とし、平成25年4月に軽度知的障害生徒の就労支援を目的とした高等特別支援学校2校を開設しています。

障害のある子供たちの教育条件の整備は重要なことでもあります。今後とも市町村と協力いたしまして、特別支援学級や通級指導教室の適切な設置、全校的な支援体制の整備、教員研修などにより障害の種類や程度に応じた多様な学びの場を整備していきます。

**安川教職員課長** 請願第10号－2の請願事項3から6までについて御説明します。

まず、請願事項3「小学校に続き、中学校でも、35人以下学級を早期に実現するとともに、「20人学級」を展望した少人数学級をすすめてください。」についてです。

本県では、国の計画より2年先行する形で、令和5年度から国からの加配定数と県単の定数を活用して、小学校全学年で35人学級を実現したところです。中学校における35人学級などのさらなる少人数学級を実施するためには、小学校における35人学級と同様、まずは国における定数措置が必要と考えており、引き続き国に要望してまいります。

続きまして、請願事項4「高校での少人数学級をすすめてください。」についてです。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律では「全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒数は、四十人を標準とする」とされていることから、本県においては1学級の生徒数は40名を標準として学級編制を行っております。こうした中、県内の高校については学科等の特殊性等を踏まえ、全ての農業科、福祉科で、また、一部の工業科、水産科、国際科において少人数学級を実施しております。

少人数学級を進めるためには、まずは国において学級定員の改善が必要であると考えており、引き続き国に対して要望してまいります。

続きまして、請願事項5「富山県独自の教職員定数改善で、正規・専任の教職員を増やしてください。」についてです。

教職員定数については条例で定めており、近年は児童生徒数や学級数の減少等により減少傾向にあります。教職員定数の改善につきましては、これまでも国の加配定数を活用した増員に努めてきているほか、小学校の少人数学級を国の計画から2年先行する形で推進するために県単予算での配置も行っているところです。

また条例定数には算入されておりませんが、非常勤講師として県単予算により少人数教育教員や小学校専科教員、初任者研修の指導教員等を配置して、教員の負担を軽減しているところです。

今後、きめ細やかな教育の充実や教員の多忙化解消を図るためには、まずは国において教職員定数のさらなる純増を図っていただくことが重要であると考えております。引き続き学級編制基準の引き下げや教職員定数の改善を国に

強く働きかけますとともに、計画的な正規教諭の確保に努めてまいります。

続きまして、請願事項6「産休・育休や病休等における代員の教職員を、確実に配置してください。」についてです。

産休、育休などの代替となる臨任講師の確保につきましては、これまでも市町村教育委員会等とも連携しまして、近隣大学への臨任講師候補者の紹介依頼やホームページ等での募集、呼びかけ、退職された教員に対する小まめな声かけなど確保に努めているところです。今後とも学校現場が円滑に運営されますよう市町村教育委員会とも十分連携しながら代替教員の確保に努めてまいります。

**松嶋保健体育課課長** 請願第10号－2の請願事項2－2、7の(2)のうち保健体育課分について御説明いたします。

まず、請願事項2－2「子どもたちのいのちと健康を守るとともに、学ぶ権利を保障するため、教育条件整備に全力をあげてください。」についてです。

学級や学校内で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス感染症などの感染が広がっている可能性が高い場合は、学校の全部または一部の臨時休業を行うなど感染が拡大しないよう必要な措置を講じています。引き続き学校や保護者、市町村教育委員会などとも連携して感染症対策の徹底に取り組んでまいります。

次に、請願事項7の(2)「子どもの就学を保障するため、教育活動に不可欠な教材費、給食費など学校納付金の無償化をすすめてください。」についてです。

給食費は学校給食法により保護者が負担することとされておりますが、経済的理由により就学困難と認められる場合は、生活保護制度による教育扶助のほか、学校教育法による就学援助制度により、実質的な保護者負担がないよう

措置されているところです。

現在、国において小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を行っているところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

**小林教育企画課課長** 請願第11号「生徒用1人1台端末を来年度の高校入学生から保護者負担に移行する方針の撤回を求める請願」について御説明いたします。

県教育委員会では、令和7年度入学生からの生徒用1人1台端末の保護者負担への移行に際しては、保護者の皆様の理解を得るため、保護者負担への移行をお願いする旨のパンフレットを作成し、中学3年生や保護者の皆様への配布及び周知を中学校に対しお願いしてきたところです。

また、新入生が使用する端末の種類を各県立学校において選定できるよう準備を進め、1月には県ホームページでお知らせすることとしています。あわせて、端末の購入方法、支援策の内容や手続等について県立学校関係者に説明し、3月の入学者説明会では県立学校において入学者や保護者の皆様へ購入方法や支援策の手続、申込方法などをお伝えしていくこととしています。これらの手続につきましては、県立学校長に直接説明し、スケジュールを学校へお伝えしているところです。令和7年度からの保護者負担への移行について着実に進めてまいります。

**安川教職員課長** 請願第12号「県立高校の教職員配置の充実を求める請願」について御説明いたします。

まず、請願事項1「今年度少人数学級を拡充した県立高校6校（入善、魚津工業、中央農業、小杉、伏木、砺波工業）と来年度少人数学級を拡充する県立高校6校（富山西、八尾、中央農業、伏木、南砺福野、砺波工業）の教職員配置を後退させることなく、より充実させること。」についてです。

今年度定員減となった県立高校におきましては、県単の定数措置により教員を配置したところです。来年度の募集定員の減により県全体としての法定数が減少することが見込まれますが、教育委員会といたしましては、現行の教育活動が低下することがないように、どのような対応ができるのか検討してまいります。

続きまして、請願事項2「生徒全国募集を始める南砺平高校の教職員配置をより充実させること。」についてです。

教員配置につきましては、限られた定数、予算の中で各学校の教育課程に基づいた授業展開が円滑に実施できるよう配慮しているところです。

令和7年度高等学校入学者選抜から生徒の全国募集を始める南砺平高校における教職員の配置につきましては、南砺市が全国募集にかかる活動や県外生徒の生活サポートなどの業務を担うコーディネーターを令和6年12月から配置していることなども踏まえて対応する必要があると考えております。

続きまして、請願事項3「養護教諭のいない高校をつくらず、現在の配置を後退させることなく、より充実させること。」についてです。

県立高校の養護教諭につきましては、従来国の法定数を有効活用することで、法令上配置対象となっていない学校も含め、全ての学校に配置してきたところです。

令和5年度の県立高校の募集定員の減により法定数が減少しましたが、県単予算により従来どおりの養護教諭の配置をしたところです。

県教育委員会といたしましては、令和7年度におきましても令和6年度と同様の配置となるよう努力してまいります。

## (2) 質疑・応答

**八嶋委員長** ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。

**火爪委員** ただいま御説明のありました請願第11号と第12号について、いくつか質問をさせていただきます。

まず、タブレット端末の保護者負担の件です。前回の常任委員会でもこの問題について質問させていただきました。今小林課長から御説明がありましたけれども、いくつか確認をします。

先日の予算特別委員会で知事から、タブレット端末の保護者負担導入に当たっては、新入生の4分の1にあたる約1,600人に支援をすることを検討している、生活保護給付世帯や年収270万円未満程度の住民税非課税世帯にはタブレットを貸し出す、年収270万円から350万円までの世帯と就学支援金を受給する18歳未満が3人以上の多子世帯には購入価格の半額を補助する方向で検討をしていると答弁がありました。

これは教育委員会の結論だと受け止めていいのでしょうか。正式決定はどんな段取りですするのか、県民と保護者にはどういう形で説明をするのか、また、これにかかる必要経費はいくらぐらいと試算をしているのか、小林課長に確認します。

**小林教育企画課課長** 県の教育委員会として方針を決定したものなのかということですが、県教育委員会として支援制度はこのような形で進めたいと考えているところです。保護者への周知ですが、3月の合格者説明会で支援策、購入方法等含めて説明したいと考えております。費用額につきましては、現在精査中でして内部で検討を進めているところです。

**火爪委員** 説明が3月末では遅いと繰り返し指摘してまいりました。入学を決定する、願書を出す、入学試験を受ける

時点で、どのくらいの負担軽減がされるのかは、県立学校の側にも中学の側にも個々説明ができるよう、きちんと文書として発出しておく必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**小林教育企画課課長** 支援策等も含めて、また検討してまいります。

**火爪委員** 6月の常任委員会における私の質問に対して、タブレット端末の保護者負担は7万5,000円程度と課長から答弁がありました。ずいぶん時間がかかっているのに、支援策等がいまだに明確になっていない、高校にも示されていない、準備作業も進められていない。何よりも、来年高校に入学をする1年生と保護者に対して、いまだにきちんとした説明がされていない。11月の後半からようやく中学生にチラシを渡し始めたようですが、負担軽減策については検討ということは何も書いていないと。これでいいのかと私たちはるる申し上げてまいりました。

費用がいまだに計算されていない、予算計上もされていないようです。前回の常任委員会で御紹介をした香川県は、県民にも周知をし、今回の補正予算で3億円余りの予算計上をしてきちんと予算措置をとっております。どのくらいの予算規模になるのか計算もしていない、見込みも立っていないようですが、香川県の3億円に比べて情けないような額にならないことを願っています。見解はどうでしょうか。

**小林教育企画課課長** 新年度から保護者負担に移行する香川県が公費支援することについても承知しております。他県で導入されているような簡便な購入方法をあっせんする仕組みや経済的事情により負担が困難な家庭の支援策について、保護者負担に移行した他都道府県の状況も踏まえつつ検討を進めているところです。

**火爪委員** 検討を進めていると言うばかりですが、いつ私たちに予算額も含めてきちんとした説明があるのか。私は今日の委員会で教育委員会から正式な説明があると思っていました。しかし、検討する検討する、額も分からない、文書も出ない、それで年を越す。そんなことでいいのかと改めて指摘をします。

私は保護者負担の導入については賛成できないが、導入するのならば保護者負担の軽減を真剣に検討して、せめて香川県の一律半額補助ぐらいのことを検討してほしいと改めて要望します。

来年度に保護者負担導入を検討しているのは、香川県と富山県だけです。作業も遅れているしはっきりしないので、ほかの県と協力して、国にもっと強力で予算を要望して働きかける期間を取ったらどうかというのが今回の請願だということです。

今高校3年生が使っている約6,000台のタブレット端末については、秋にOSの保守期限が切れるしバッテリーも弱くなるので来年後半から使えないと説明がありました。だから急いで来年更新するということだったと思いますが、この6,000台のパソコンは、その後新学期に廃棄するのですかどうするのですか。

**小林教育企画課課長** 6,000台の活用についても現在検討しております。すぐ廃棄ということではなく、どうするかも含めて検討したいと考えております。

**火爪委員** それでは、この6,000台の一部か全部か分かりませんが、使う分はOSのバージョンアップ措置だとか、バッテリーの補充器を購入したりするのですよね。

**小林教育企画課課長** そこにつきましても現在検討中です。

**火爪委員** 何でも検討中です。この請願では、来年秋にサポートが切れても、この6,000台に一定の予算をかけて使え



るようにして、所得が低い世帯への貸出しに回すことを検討していると思います。この6,000台を全く使わない予定ではなくて使うとしたら、お金はかかる。一定の費用をかけてバージョンアップが必要ですよね。

6,000台のバージョンアップの予算は幾らかと、保護者負担の軽減にかかる費用——香川県は3億円補助する——とをちゃんと比較して費用対効果を見定めて、私たちにも説明をして導入に踏み切るべきではないか。

余りにも決まっていないことが多過ぎる。私たちにも保護者にも判断材料を示していなさ過ぎなのではないか。みんなが納得するような形で、現場の混乱がないように、せめてもう1年検討期間を設けたらどうですか。現場で導入する機種だって、これから検討するのでしょうか。今ウインドウズ端末を持っている御家庭は、それでいいのか買い替えなければいけないのか分からない。今回の請願が言うのは、このまま決定にしてほしくないということだと思います。

この6,000台の使い道とバージョンアップの仕方やかかる費用などについてはどうでしょうか。

**小林教育企画課課長** 繰り返しになりますけれども、そちらについては現在検討中です。

**火爪委員** これ以上は結構です。検討中という答えしか返ってこない。この請願が言うことにはかなり道理があるのではないかなと私は思います。

双子の中学3年生をお持ちのお宅もある。7万5,000円の負担は本当にひどい話だと思うのです。このまま踏み切ることには私は到底同意できないと申し上げます。

次に、請願第12号についてです。請願事項は3項目ありまして、請願事項1と3は先生の単独加配や養護教諭についてです。これは昨年、全会一致で採択され、教育委員会

には実際に努力いただきました。歓迎します。

問題は、請願事項2の南砺平高校についてです。先ほどの安川課長の説明では南砺市がコーディネーターを12月から配置しているからよかろうと。それを考慮して検討していきたいという御説明だったかと思います。このコーディネーターさんは大学4年生、地域おこし協力隊員、会計年度任用職員だと聞きました。

南砺市の努力はよしとしたい、頑張っていていただいていると思うのです。しかし、もともと南砺平高校は小規模校で先生の体制が薄いです——「だから大規模校が必要だ」みたいな声が聞こえてきそうですが——基準以上の先生を小規模校に加配してほしいというのが現場の強い願いであり、私たちもそう思っております。

県外から来る新1年生をフォローするためにも、チーム学校として体制を強化するためにも、教員資格のある先生がもう1人ほしい、これは現場の要求だと思うのです。安川課長、検討していただけますか。

**安川教職員課長** 委員がおっしゃったとおり、コーディネーターを南砺市では12月から配置しておられます。コーディネーターさんはお若いですし、12月に配置されたばかりで業務に慣れていただく必要があります。コーディネーターさんの活躍ぶりも踏まえながら、どういったことまで担っていただけるのかを見極めつつ、学校現場からも御意見を頂きまして、教員でなければならぬ仕事に対してどれだけの手当が必要かを検討したいと考えております。

**火爪委員** 南砺平高校への加配は、可能性としてはまだあるということですね。

**安川教職員課長** 学校現場の意見なども踏まえて対応してまいります。

**火爪委員** 可能性があるかと確認できてよかったと思います。

校務分掌だとか学校全体の運営に関わることは、先生でないとできないことも多々あります。この請願事項に応えて加配の措置をぜひお願いします。自民党の皆さんも請願に賛成されますよう要望して終わります。

八嶋委員長 ほかにありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

### (3) 討論

八嶋委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようですので、討論なしと認めます。

### (4) 採決

八嶋委員長 これより付託案件の採決に入ります。

はじめに、請願第11号「生徒用1人1台端末を来年度の高校入学生から保護者負担に移行する方針の撤回を求める請願」を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第11号については、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第10号－2「子どもの貧困と教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求めるための請願」のうち、項目3、4、5、7の(1)－2、7の(2)、10－2を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第10号－2のうち、項目3、4、5、7の(1)－2、7の(2)、10－2については、不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第10号－2のうち、項目1、2－2、6、7の(4)、7の(5)、8－2、9を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第10号－2のうち、項目1、2－2、6、7の(4)、7の(5)、8－2、9については、採択すべきものと決しました。

したがって、請願第10号－2については、一部採択すべきものと決しました。

次に、請願第12号「県立高校の教職員配置の充実を求める請願」のうち、項目2を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第12号のうち、項目2については、不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第12号のうち、項目1、3を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第12号のうち、項目1、3については、採択すべきものと決しました。

したがって、請願第12号については、一部採択すべきものと決しました。

#### (5) 陳情に係る説明事項

陳情は3件付託されておりますので、当局から順次説明をお願いします。

**松嶋保健体育課課長** 陳情第20号－1「感染症対策としてのマスク着用の徹底に関する陳情」のうち陳情事項2「公共施設や学校などでのマスク着用のガイドラインを強化してください。」について御説明いたします。

マスクの着用については、令和5年2月に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から「マスク着用の考え方を見直し等について」が発出されております。この中で、着用が効果的な場面の周知等、症状がある場合等の対応、学校における対応などが示されております。

学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないこと、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること、地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染症状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられますが、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすることなどが示されております。

この通知を受け、令和5年3月末に「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」が文部科学省から発出され、市町村教育委員会をはじめとする教育機関に通知しております。この通知ではマスクの着用を求めないことを基本とすることとされています。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年5月8日以降においてもマスク着用に対する対応に変更はありません。

学校ではこれらの通知や管理衛生マニュアルに従い、マスクの着用を求めないことを基本としつつ、活動の場面に応じて児童生徒自身が判断をしております。

**伴野警務部長** 陳情第23号－1「杜撰66号 警察書籍「謝れない県警」改版に係る警鐘」について御説明申し上げます。

本件陳情の要旨は2点ありまして、1点目は、損害賠償請求訴訟の控訴審判決を受けた控訴人に対する県警察の対応及び県警察における再発防止について、2点目は、控訴人が記した書籍「謝れない県警」改訂版の寄贈受入れについてと承知しております。

1点目につきましては、県警察ではプライバシーに関する平成16年控訴審判決の内容を真摯に受け止めております。控訴人に対しては、これまでもその旨をお伝えしていること

ころでして、御理解賜りたいと考えております。再発防止については、県警察が保有する個人情報には犯罪捜査や個人のプライバシーに関するものが多いことから、法令に基づいた個人情報の適切な管理と職員に対する指導、教養の徹底に努めているところです。

2点目につきまして、県警察では、書籍の寄贈を受け入れるか否かについては、寄贈の目的や受入れの必要性等を個別に検討した上で適切に対応しているところです。

**高島交通部長** 陳情第25号－1「杜撰67号 県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書」の陳情の要旨（1）について説明します。

県警察では、県民が安全で安心して暮らせるよう、関係機関・団体との連携を図り、運転者や歩行者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る取組を推進するなど、交通事故防止活動等を行ってまいります。

**八嶋委員長** 今ほど当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。——ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

### 3 閉会中継続審査事件の申し出

**八嶋委員長** 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**八嶋委員長** 御異議なしと認めます。

よって、お配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定いたしました。

### 4 教育警務行政当面の諸問題について

#### (1) 報告事項

資料配付のみ

警務部

- ・令和6年度警察官採用試験の実施状況

## (2) 質疑・応答

瀬川委員

- ・1人1台端末の共同調達について
- ・夜間中学の設置について

亀山委員

- ・総合学科について
- ・中高一貫校について
- ・年末の交通安全県民運動について

永森委員

- ・「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」の案について
- ・県立高校におけるICT環境の整備について
- ・若年層の薬物事犯の増加について

火爪委員

- ・「チーム学校」とスクールソーシャルワーカーについて
- ・小中学校体育館への空調設備の設置について

谷村委員

- ・教員の休職の状況について

八嶋委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

瀬川委員 委員長、まず資料の配付の許可をお願いします。

八嶋委員長 許可します。

〔資料配付〕

瀬川委員 資料配付の間に別の質問をします。

1人1台端末について今いろいろ説明等がありましたが、

高校は購入すると7万5,000円程度と試算しているとのこと  
です。これは高校に限った話ではなくて小学校、中学校  
も更新をしなければいけません。小学校、中学校は全部国  
の予算が出るのですが、富山県内では5万5,000円程度で  
購入するらしいです。高校は7万5,000円となぜ開きがあ  
るのか。小林教育企画課課長にお聞きします。

**小林教育企画課課長** 義務教育段階における児童生徒用1人  
1台端末は、国補助基準額が1台当たり5万5,000円とさ  
れております。このうち3分の2を国補助金によって県に  
造成された基金から市町村に補助するものです。残りの3  
分の1及び5万5,000円を超える部分は市町村の負担にな  
るものです。

また、文科省は学習者用コンピュータ最低スペック基準  
を定めておりまして、県や市町村が義務教育段階の児童生  
徒が目指す学びの姿を実現するためにウィンドウズ端末、  
クロームブック、iPadの3種類の中からそれぞれ選択  
し、県と全市町村が参加する協議会において調達仕様を定  
め、端末種類ごとに共同調達を行うことが補助の要件とさ  
れているところです。

高校向けの端末については、令和3年に県が1台当たり  
約5万4,000円で購入したところです。その後、県教育委  
員会における端末の調達実績や他の端末の購入見込額の推  
移を勘案しますと、仮に高校向け端末を来年度に購入した  
場合は7万5,000円程度が目安になると見込んでおります。

一方、義務教育段階向けの端末の価格は、国が示した補  
助基準額に適合するために各メーカーや販売事業者が用意  
した特別価格と伺っています。

**瀬川委員** 富山県だけの話ではないですが、高校も特別価格  
にしてほしいなと思います。小中学校の共同調達の仕組み  
に高校も入るようなことはできないのでしょうか。



**小林教育企画課課長** 先ほどもお答えしたとおり、義務教育段階向けの端末価格は、国が示した補助基準に合致するために各メーカーや事業者が用意した特別価格でして、メーカーや販売事業者からは高校向けの端末としては販売できないと伺っているところです。

そのため、高校段階については、安価で簡便な購入をあっせんする仕組みの構築や経済的事情により端末の御負担が困難な家庭を対象とした支援により、保護者の皆様の御負担を軽減できるよう努めてまいります。

**瀬川委員** ここで言っても仕方がないですが、個人で買う分は高く、行政が買う分だけ安くするのはどうなのかなと思うところです。高校も端末は必要です。声が集まらないと変わっていかないと思いますので、皆さんから国に同じ金額にならないかとぜひ声を上げていただきたいと思います。

先日の予算特別委員会の最後の質問が時間切れになってしまいましたので、続きを質問させていただきます。

今お配りした資料は、最終卒業学校が小学校の方の人数です。富山県では夜間中学の設置を検討しています。場所の話を決定的に決めなければいけないのですが、真ん中だから富山市という簡単な理由では決めてほしくないと思っております。

予算特別委員会で、入学見込者というか夜間中学を設置したら本当に入学する方がどこに住んでいらっしゃるのか、まずしっかりニーズ調査すべきではないかと質問しました。

教育長からは、この夜間中学設置に当たってアンケートを取っており、1,200人ぐらいの方が回答したけれども、アンケートの中で夜間中学を設置したら学びたいと回答した方の半数以上が富山市の方であり、富山市に夜間中学を設置することは合理性があるのではというような話があったと思います。

そもそもアンケートの回答者の半分以上が富山市の方なのです。回答者は1,200人です。全員に行き渡っているわけではない。反対側から見ると、富山市の方ばかりにアンケートがいったから入学したい方は富山市の方が多いとも思うのです。

今お配りしたのは国勢調査です。全数調査で全員を対象にしているものですが、これを見たら半分以上の方が県西部にいらっしゃる。私は高岡市出身で、これで県議会議員を6年近くやっていますが、高岡市にこれを持ってきてくださいと言うタイプではないと自負しています。でも今回は、何でもかんでも富山市にというのはすごく反対ですと言いたい。県で1つのもので全県からのアクセスがよいことが望ましい場合は、富山市につくるのはありかもしれません。しかし、入学する見込みがある方が県西部に多いのに、富山市につくる合理的理由がないことは、しっかり考えてほしいなと思います。資料にはありませんが、外国人の方も夜間中学に入られる場合があるでしょう。外国人の方も県西部に多いです。

予算特別委員会で別に質問しましたがけれども、今、高校再編を議論しています。1校を解体するのに約8億円かかります。いろいろ全体を見て考えてほしいなと思っています。

例えば県西部には志貴野高校があります。定時制の学校です。年々入学する方が増えていますが、県内で唯一と思いますが、グラウンドがないのです。生徒は増えていますが、外で授業をすることも遊ぶことも部活をすることも全くできない状態になっていて、近くの高岡工芸高校を借りているということですが、実際どれだけ借りているかは調べればすぐ分かると思います。

グラウンドがない高校があるが、夜間中学は特にグラウ

ンドを必要としない。夜間中学単体で考えるのではなくて、例えば夜間中学を志貴野高校の場所に入れて、廃校にする高校に志貴野高校を移すことができたなら、生徒たちはグラウンドも手にすることができて今までよりもいろいろな学びができる。同じ時期にやるので、夜間中学だけではなくて全体を踏まえて考えてほしいなと思います。

最終卒業学校が小学校の方や入学が見込まれる外国人の方は、富山市を除いたら明らかに県西部に多い。夜間中学設置に当たっては、安易に富山市に設置するのではなくて、一回立ち止まって総合的に考えてほしいですし、まず、本当に設置したら入りますかと調査をしてほしいなと思っておりますが、広島教育長に所見を伺います。

**広島教育長** 委員の熱い思いを聞かせていただいたかと思えます。

11月28日の代表質問の際に、私からお答えした内容の振り返りもさせていただければと思います。

入学対象者ということを考えますと、15歳以上を対象に3つカテゴリーがあります。中学校を卒業していない方、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業して学び直しを希望される方、そして今言及された本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方です。1回目の協議会では、原則この方々を入学対象者としたいと議論されています。

代表質問でも意義を問われましたけれども、こういった方々を誰一人取り残すことなく、全ての多様な生徒にとって安心して学べる学校としたいとお答えしました。それを踏まえますと、今ほど挙げた3つのカテゴリーの方は、西部に多いとのお話もありますが、県内に散在しているとの事実もあります。誰一人取り残さないとするときに、どういうスタイルがよいのか、私どもは考えていかなくてはい

けない。このことが、まず大前提になろうと思っております。

また、アンケートになるかどうか分かりませんが、どの程度ニーズがあるかの調査のやり方については、これから協議会を順次進めていく中で、皆さんの意見も聞きながら考えていくことになろうと思います。この段階で、こういう形でやると明確なことはなかなか申し上げられないところでは。

**瀬川委員** まさにそういうことを言いたい。どこにつくってくれとか、富山市につくりませんか、今そういう話をしたいわけではない。これから入学見込者を探っていくと思うので、その結果を見てから場所を判断してほしいなと思います。仮にあいの風沿線であれば、どこからも近くなります。ボリュームが多い地域に合理性があると思います。今簡単に場所を決めないでほしいなと思います。

**亀山委員** 総合学科についてです。永森委員とかぶらないように質問したいと思います。

まずは、平成6年度に総合学科が導入されて以来、全国で設置している学校数はどのように推移しているか、丸田県立高校改革推進課長に伺います。

**丸田県立高校改革推進課長** 平成6年度当時、総合学科は、我が国の社会が国際化、情報化、高齢化の進展などにより急速かつ大きな変化が予想されるといった中で、生徒がより充実した人生を送りつつ社会づくりに役立てるよう、生徒一人一人の興味・関心などに基づく主体的な学習を促しまして、それぞれの個性を最大限に伸ばし、生涯にわたって継続的に学習する意欲や態度を育成することを目的として、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す新たな学科として導入されたところです。

御質問の推移です。文部科学省の資料によりますと、全

国の国公私立の全日制、定時制高等学校における総合学科の導入状況は、制度初年度の平成6年度は7県に7校が設置されまして、翌7年度には23校、平成12年度には全ての都道府県で139校まで増加しております。

その後も平成17年度277校、平成22年度338校、平成27年度362校と徐々に増加しまして、令和2年度と令和3年度は381校と、ここがピークとなっております。現在も全ての都道府県に設置されており、最新の数字として令和5年度はピークから3校減の378校です。

なお、ここ最近の増減の動きを都道府県別に見たところ、直近の5年間では、総合学科の設置校がピークより減少した都道府県は11県、一方、増加した都道府県は8都道府県あるという状況です。

**亀山委員** 総合学科の説明まで頂きまして、本当にありがとうございます。

今言われたように導入されてから30年が経過して、当時とは社会構造や教育のニーズが大きく変化してきている。総合学科を廃止したところもあり減っているということです。私の調べたところによれば18校が廃止されたということですが、どのような理由だと考えておられますか。

**丸田県立高校改革推進課長** 今ほど、直近5年間で増減したうち減少は11県と申しました。そのうち最も多く減少したのは石川県で、3校の減です。

石川県では、令和2年度に総合学科の生徒数が1学年40人以下の学校が3校あり、これらを普通科のコースとして総合学科の系列を継承したコースを設け、普通科に改変したことで3校減でした。その理由としては、総合学科で多様な選択科目を設定する際に一定の生徒数が必要になるといったことが考えられたのではないかと推測されます。

また、神奈川県でも総合学科を普通科などに改変してい

る例がありました。こちらは、生徒の普通科志向の高まりといったものを受けたものであると聞いております。

**亀山委員** 私は少し認識が違うのですけれども、隣の石川県がそういう状態だということは、要するに総合学科離れと捉えるべきなのかなと。

高校の名前まで出しますね。石川県立飯田高校は、平成20年には普通科が120名、総合学科が80名でしたが、平成30年には普通科80名、総合学科40名に削減されたと。先ほど言われたように40名という数字は正しいですが、この段階で普通科と総合学科は個々にあるのですよ。そこへもってきて、名前だけ変わったのか分かりませんが、令和2年に総合学科はビジネスコースになっております。

また、秋田県立能代西高校は、合併に伴いもともとあった総合学科から農業科に戻している、そういう流れもあります。もう一つ、大阪府の例になりますけれども、総合学科のあった大阪府立咲洲高校は、4年連続で定員割れを起こして閉校に追いやられたと。

総合学科というのは、人気のあるところとないところの差が出てきているのかなという気がします。県内においても大変厳しい状況の高校があります。今私が言ったことに対してどう考えられますか。

**丸田県立高校改革推進課長** 今ほど御紹介のあった石川県立飯田高校は、御指摘いただいたような状況であったかと存じます。石川県の3校は、もともと普通科と総合学科が併設されていた学校でした。総合学科は40人ということもあり、普通科にコースとして再編されたようです。

しかしながら、先ほど答弁しましたこれまでの全国的な推移では、令和2年と令和3年が最も多い381校、令和5年度は378校で、ほぼピークに近い状態が今も続いています。減っている県もある一方、増えている県もあり、総合

学科の一定のニーズを感じておられる都道府県もあるのかなと推察されるところです。

**亀山委員** 総合学科は確かに人気のあるところはあって、石川県の例のように総合学科を普通科に持っていくやり方は、私はよくないと思います。また検討していただきたいなと思います。

次の質問にいきます。

公立の中高一貫校の設置を目指すか検討していると知事が述べられています。先ほど瀬川委員が1校解体するのに8億円もかかるのではないかと言われました。学校施設の有効利用という観点でも既存の中学校もしくは高校を母体に拡大する形態で中高一貫校を検討できないか。小杉教育次長にお願いいたします。

**小杉教育次長** 中高一貫教育校を設置する場合、目的を明確にしてどのような役割、機能を持たせていくかが非常に重要になると考えております。

お示しした「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」の案では、これまで頂いた御意見や他県の設置例なども踏まえ、普通系学科における教育のうち探究活動や教科横断的な学びに力を入れるSTEAMと国際感覚を持った人材を育てるグローバルの2つについて、中高一貫教育校と親和性が高いと整理しています。先月の総合教育会議におきましては、本県にはない新しいタイプの学校ということで、その設置に向けて検討を進めることが確認されたところです。

中高一貫教育校については、これまで県立高校の将来の在り方検討の中で議論をしてきた経緯がありますので、基本的には市町村立の中学校を母体とする形よりは、県立高校をベースに中学校も含めた6年間でどういった教育を提供するかという形で議論、検討をしていくことになるかと考

えております。

今後とも幅広い声をお聞きして、市町村の教育委員会などとも協議しながら、教育内容など具体的な議論を進めていきます。委員からお話のありました学校施設の有効利用といった観点も大切だと思われまますので、そういった観点も含めてどのような形で設置していくのがよいか丁寧に議論を進めていきたいと考えております。

**亀山委員** 県立高校を母体としてという表現をされましたので、目指していただきたいなと思います。

私の孫も中高一貫校へ進むような話をしていました。片山学園ができたときは、こんなの通用するのかなと思いましたが、近いものですから私の地区の小学校からも進学された方がぽつぽつとおられます。また検討していただきたいなと思っております。

最後の質問です。今日の説明事項の中にありませんけれども、本日から今月20日まで年末の交通安全県民運動に入りました。スローガンは「ゆっくり走ろう 雪のふる里北陸路」です。今朝パトカーがパトランプを点滅させているのを見かけました。

先日、飲酒運転で警察官が検挙されましたが、もしパトカーがパトランプを点滅させていたら飲酒運転を思いとどまっていたかなとか、いろいろ考えることがあります。見せる取り締まりも必要だと思います。

特に交通安全運動の期間中であればなおさら、パトランプを点滅してパトカーを巡回させていただきたいなと思っております。答弁は要りませんが、何かお話があればお願いします。

**高島交通部長** 答弁は要らないという話でありましたけれども、委員御指摘のとおり本日から20日まで年末の交通安全運動が始まります。この運動は北陸3県統一して行ってい



ます。特に富山県警の交通部としては、マナーアップとルールの遵守ということをお伝えていることを県民の皆さん方にしっかりとお伝えしていきたいなと思っておりますし、委員がおっしゃられたとおりパトカーの赤色ライトを点灯しまして警察がいることで注意喚起できるのであれば、どんどんやっていきたいと思っております。年末は事故が多い時期になりますので、県民の皆さん方にもぜひ交通安全を意識していただければと思っております。

**永森委員** 今日の質問の前半4問は、本来は先般の予算特別委員会で質問を予定していましたが、私の質問の進め方がまずくて4問も質問を飛ばしてしまいましたことをまず反省しておわび申し上げます。今日は、その答弁を教育長ではなく小杉次長にお願いしたいと思っております。

初めに、「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」の案についてです。今議会でもいろいろな議論がありました。特に大規模校についての議論があったのかなと思っております。

私からは、職業系専門学科のほうに注目して質問します。34校から20校になるので全体的に大幅に減るだろうとは思いますが、私の見方が適切か分かりませんが、職業系専門学科は単独校で3校程度、普通科との併設校も4校程度と結構少ない印象を受けました。その辺の認識であるとか狙いや意図を小杉次長にお尋ねします。

**小杉教育次長** まず、現在の状況ですが、職業系専門学科の設置校は単独校が7校、普通科系などの他学科との併設校が10校と合わせて17校あります。単独校では規模の大きな学校もありますが、併設校は職業系専門学科が1学級しかないものが5校、2学級のものが2校という状況でして、併設させる職業系専門学科が比較的少ない学校が多い状況です。

将来の話ですが、職業系専門学科の検討に当たり高等教育機関などへの進学者の増加や生徒のニーズの多様化を踏まえまして、まず、より充実した専門教員の配置、そして、職業系専門学科で学ぶ生徒同士の交流拡大などにつながりますよう、併設校も含めより大きな規模の学校も必要だと考えています。

このため、今御紹介のありました県立高校の目指す姿の案では、職業系専門学科について1学年400から480人程度の大規模の単独校の設置の提案、また、1学年200から240人程度の中規模単独校を2、3校程度設置することを提案しておりますし、そのほか、大規模校と中規模校の双方に一定規模の職業系専門学科と普通系学科を併設するパターン、また、小規模校での設置案もお示ししたところです。

これらの案につきましては、令和20年度の時点でも職業系専門学科の募集定員の普通科、職業科の普職割合がおおむね維持できることも考慮しております。

今後とも社会の変化、そして生徒、地域、産業界のニーズ、そういったものの把握に努めまして、時代に即した人材を育てることができる職業系専門学科を目指して、丁寧に議論をしていきたいと考えております。

**永森委員** 大規模校なども含めて職業系についての様々な案は、今から精査していかれるのだと思います。

その一方で、今度は職業系専門学科の中身のほうです。

令和6年度の職業系専門学科全体の男女比は58対42ですが、職業系専門学科の中で半数以上を占めているのが工業科でして、工業科だけを見ますと81対19と圧倒的に男性が多いです。古く昭和の時代からの流れをたどると、過去にはこうした男女比が適切な時代もあったのかなと思います。特に現在はそうでもなくなっていると思います。特に工業系も含めて女性のニーズみたいなものをこの職業系の

専門学科にどんどん取り入れていく必要があると思います。

そこで、新しい学科などについて、年度内に魅力と活力ある県立高校の基本方針ということで示していかれるとお聞きしていますけれども、新しい学科の設置方針等々も含めて示されていくことになるのか、お尋ねしたいと思います。

**小杉教育次長** 委員御紹介のとおり職業系専門学科全体の女性割合は4割となっておりまして、家庭科や商業科といった女性が多い学科もある一方で、御紹介いただいたとおり工業科は2割程度になっております。ただ、全国の公立学校の工業科の女性割合が12.9%になっており、全国の状況から比べると高い割合です。その理由としては、本県にはデザイン・絵画や工芸、薬業といった女性の割合が5割を超えている学科があること、女性のニーズが高い商学科を設けていることなど、これまでも女性のニーズも踏まえた対応をしてきていると考えております。

県立高校教育振興検討会議の提言で工業科については、デザインで付加価値を上げていくことができる担い手の育成等ができるよう、工業デザインに関する学科やコースの新設について検討することが望ましいなどとされたところです。また、ワークショップなどでは、デザイン系を学ぶ学校がないという意見もありました。そうしたことを踏まえて今年度の総合教育会議では、魚津工業高校と砺波工業高校においてデザイン系を含む学科改変等の議論を頂いたところです。

今年度を目途に取りまとめたいと考えています基本方針では、職業系専門学科をはじめとした8つの教育内容についてどのような組合せが考えられるか、どんな規模、どんなエリアに配置するかということ、令和20年度とその5年前、10年前の姿も含めて方向性をお示しすることを考え

ております。

委員から御質問のありました、設置する学科等の具体的な内容の議論については、基本方針に基づいて、方向性が定まった以降に具体的な議論を考えていくことになると考えております。

**永森委員** 工業科というと機械や電気、土木などの割合が多いと私は思っていたのですが、いろいろな方のお話を聞いて、また、昨日の予算特別委員会での山崎委員の質問資料を拝見しても、機械や電気、土木なりの専門的な知識を持つことよりは、もう少し幅広い知識や何よりも人間力みたいなところが重視されることが多いのかなと思いました。伝統的と言いましょいうか、機械や土木といった工業科はそういう科だという概念そのものが古くなっているのかなと。いわゆる職業系専門学科は、むしろITやプログラミングなどもう少し幅広い学びを提供するものになっていかななくてはならないと思います。そうすると、男性だけではなく女性も工業系学科へ進む方が自然と増えてくると思います。

学校の規模とか工業科は幾つかということだけではなくて、令和20年つまり2038年には、時代は相当変わっていると考えたほうがいい、そういう時代に向けての議論であります。従来型の職業系専門学科像は脱ぎ捨てて、新しい在り方をしっかり考えていかねばならないと思います。その辺を十分踏まえた提案を頂きたいです。

次に、総合学科のことです。今ほど亀山委員からいろいろとお話があり、丸田課長から御答弁がありました。県内の総合学科は全て4学級ですし、人数も少しずつさらに減らされていますので40人学級でもありません。そもそも多様な選択という趣旨から随分かけ離れているのではないかと思います。

一つの考え方として総合選択型普通科校という言葉が全国的にいられていまして。そういうものに再編していくことが望ましい姿ではないかと思っておりますけれども、違いがよく分からないので、その説明も含めて見解をお尋ねします。

**小杉教育次長** 総合学科は現在、小杉高校、上市高校、富山いずみ高校の3つに設置しております。御紹介ありましたように開設当初は3校とも5学級200人だったものが、現在いずれも4学級150人という形になっております。

総合学科の特色としては、第1に、生徒が1年次に受ける産業社会と人間という授業をはじめとしたキャリア教育を通して自身の進路希望を明確にして、おのおの進路希望に応じて普通教育と専門教育の選択履修が可能であること、第2に総合選択型普通校との違いの部分でもありますが、環境が充実することにより多展開の授業が実施でき、例えば生徒の進路希望に合わせて個性を生かした主体的な学びが提供できること、こういったところに特色があるものと考えております。

今回示した目指す姿の案では、様々な理由で義務教育の学習が不足している生徒が基礎学力を習得する教育も組み合わせまして、1学年200から400人規模の総合学科校を2校程度配置する提案をさせていただいております。

学校数としては現在の3つから2つに減る形になりますが、学校規模を大きくすることで総合学科全体の募集定員は現在と同程度を考慮しているところです。

多様な学びという観点から、委員御提案の大規模な総合選択型普通科校につきましては、今回目指す姿の案でも例示したように大規模校で普通系学科をいろいろ組み合わせるようなパターンに該当するものと考えております。

総合学科及び総合選択型普通科校の取扱いについては、他県における教育内容や教員配置なども参考にしながら学

校教育の専門家等の御意見もお聞きして、生徒にとって多様な学びの選択という観点からどのような形がふさわしいのかを議論してまいります。

**永森委員** 今言われた大規模校は、総合選択型普通科校になると理解すればよろしいですね。

総合学科というものをどう考えていくかも含めて、私どももいろいろ検討させていただいております。維持するかどうかも含めて検討が必要と私どもは認識しております。そこは今後議論させていただきたいと思います。

最後に、定時制高校のことについて質問します。

瀬川委員と2人のことも多かったです。私たち、高校再編の議論を進めるにあって、定時制の学校を全部回ってきました。非常に柔軟なカリキュラムであるということと、ゆとりを持った学習ということでありまして、率直に言うと非常に充実した学びの場になっていると認識しました。しかし、一部の学校を除いて校舎が非常に老朽化していることが気になったという点は、まず指摘したいと思います。

全日制と定時制という切り分け方が、今の時代に果たしていい呼び方なのかなど。夜間に通っている方は非常に少なく、日中に通ってくる。ただ自分のペースで学びをしているということです。現実には、不登校など学習にいろいろな困難を抱えながらやむなく定時制を選んだ方もおられれば、中には自分でやりたいことをやるために好きなように時間を使いたいので定時制を選びましたという方もいらっしゃるようです。

私は、もっと自ら望んで自分のペースで学ぶことを選ぶ生徒が増えてくることが望ましいと思っています。カリキュラムのつくり方などが違うのは理解していますし、入試もいろいろと考えるべきことはあるだろうと思いますが、県立高校は県立高校であり、呼び方も含めて、全日制と定

時制ということではなくて、県立高校の中で学び方の違いはあるけれども、というところが大事かと思えます。

柔軟に学べるものとして位置づければいいだけではないかと思えますが、そのあたりの見解をお尋ねします。

**小杉教育次長** 定時制高校につきましては、学校教育法に「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程」という形で定義されており、現在県立高校6校に定時制課程15学科を設けている状況です。

学科としては普通科、生活文化科、総合ビジネス科などがございまして、午前、午後、夜間のいずれかで学べる3部制、多彩な授業ができる少人数指導、習熟度講座や学び直しができる科目の開設、社会人と一緒に学ぶ共学講座など生徒の関心や能力、生活スタイルに合わせた学びを提供しております。実際に働きながら就学される方、不登校経験者や全日制からの転入者など様々な生徒が通って勉学に励んでおられるところです。

これまでのあり方検討委員会や県立高校教育振興検討会議では、定時制、通信制も含めて校長から現状について報告を受けまして、今後の役割などについても議論がなされたところです。

そうした結果、この4月に頂いた提言では、多様な生徒に対応した教育を確保する観点から現在の配置を維持することが望ましいとまとめられたところです。

このため、今年度の総合教育会議では、まずは全日制高校における将来の在り方を検討しているところです。その検討においても、学び直しですとか、スポーツ、芸術活動等との学業の両立も大切だと考えておりまして、目指す姿案では、先ほども少し御紹介しましたが、基礎学力を習得するものすとか、スポーツ、芸術、データサイエンスなど特色ある科目を学ぶものなどを提案させていただいてい

るところです。

今後この全日制高校の議論を進める中で、柔軟な教育課程ですとか、多様なニーズへの対応といった観点の議論も当然想定されます。その際には、定時制、通信制高校との関係の整理、そして、定時制、通信制高校の位置づけも検討が必要になると考えておりました、今後も生徒に必要な多様な選択肢を提供できるよう、丁寧に議論を進めていきたいと考えております。

**永森委員** 私が申し上げたことも含めて御議論いただければと思っております。

次に、タブレット端末について質問します。先ほど請願の説明がありましたし、火爪委員からも様々な御質問がありました。いろいろなことがまだ決まっていけないのではないかという御指摘もあって、もう少し余裕を持った導入みたいなことを検討してはどうかと私どもも予算特別委員会で広島教育長に質問させていただきました。

先ほどの話を聞くと、準備については私どもの懸念を拭い去れない部分がまだあります。一方で、サポートのことやバッテリーのこと等々も含めて現実的にはなかなか難しいというお話も頂戴しているところです。

予算特別委員会では、しっかり準備を整えていくのだと広島教育長からおっしゃっていただきましたので、その言葉を信頼しまして、万全を期してしっかりやっていただきたいと強く申し上げます。

県立高校の1人1台端末について保護者に負担を求めていく中であって、特別教室などでWi-Fiの通信ポイントなどを含めた環境がまだ整っていないと聞きました。しかも、学校から特別教室のアクセスポイントの増設要望があったにもかかわらず、過去2年間は工事されていないようです。



そこで、まず特別教室のWi-Fi増設の要望はどのぐらい出ている、また、1つ設置するのにどれだけ予算がかかるのかを小林課長にお尋ねします。

**小林教育企画課課長** 委員御紹介のとおり学校からは多くのアクセスポイント増設要望があり、現在内容を精査しているところです。体育館や特別教室にアクセスポイントを1か所設置しようとした場合に、機器と配線工事合わせまして40万円から80万円程度になると見込んでおります。仮に1か所70万円程度で100か所整備すると約7,000万円と、かなりの費用を要すると見込んでいます。

台数等については現在精査中です。

**永森委員** 幾つ要望が出ているのか聞きましたので、お答えいただきたいと思います。

**小林教育企画課課長** 要望は学校から聞いておりまして、1校当たりで大体3か所程度です。

**永森委員** 1校3か所程度、それが何校あるのですか。

**小林教育企画課課長** たくさん要望はきていますが、1校で大体3か所程度という形で優先順位をつけた場合に150か所程度になると見込んでおります。

**永森委員** 優先順位をつけたら1校3か所で150か所程度あるので150かける70万円ぐらいの予算が必要になるという認識でよろしいでしょうか。

**小林教育企画課課長** 今精査中にはありますが、およそそのぐらいの金額になるものと思います。

**永森委員** 精査中というのは、要望が出ている中で何か所やるかを絞るという意味で理解すればいいのだと受け止めました。

その上でお聞きしますが、保護者に負担を求めていく中で、特別教室にアクセスポイントすら準備されていない状況はいかかなものかなと思います。学校の先生が使

いたいから要望しているにもかかわらず、本当に使いたいところで使えないものに保護者の負担を求めるのは、とんでもないことだと思います。どのように対応していかれるのかお尋ねします。

**小林教育企画課課長** 無線LANのアクセスポイントの整備につきましては、平成29年度から普通教室への整備を始め、令和2年度までに全ての普通教室への整備を行い、さらに新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を用いて令和3年度には一部の特別教室へ、令和4年度には体育館などに整備してきたところです。

導入開始から7年が経過し、一部において既存の機器等で経年劣化による故障が増加し、また、つながりにくさも見られることから、現在よりも全体として能力が高まるよう機器類を順次更新していく必要があると考えております。

**永森委員** 特別教室の整備はどうしていくかお尋ねしたつもりですけども。

**小林教育企画課課長** 今後とも生徒が端末をより利活用できるように快適なICT環境の整備に努めてまいります。特別教室も含めて環境整備に努めてまいります。

**永森委員** 端末の保護者負担を求めるに当たっては、学校で活用されることが大前提ですと私たちはお話ししたつもりです。現場から活用したいと言われているのに、環境が整わないからできないという理屈はあり得ないと思います。仮に100か所やって7,000万円ということであれば、しっかり7,000万円の予算要求をしてくださいよ。いかがですか。

**小林教育企画課課長** 委員の意見も踏まえて対応してまいりたいと思っております。

**永森委員** お願いします。私たちもしっかり応援したいと思っています。必要な予算はしっかり要求していただきたいと思っています。

次に、警察に1問質問させていただきます。

若年層の薬物事犯の増加についてです。

大麻の摘発が非常に多いペースで進んでいるということが報道されておりました。1月から10月までで40人と過去最多のペースになっていて、かつ33人が29歳以下と、20代以下の方が8割を占めているというような内容でした。SNS、特に暗号通信アプリといった通信環境も手伝ってなのか、非常に簡単に手に入るようになっていとお聞きしたところです。

特に若年層のうちでも未成年や学生世代の検挙もあると伺っております。状況や対策について橋森刑事部長にお尋ねいたします。

**橋森刑事部長** 令和5年中の県内における薬物事犯全体の検挙人員は55人に上り、大麻事犯の検挙人員が27人で49%、うち30歳未満の者は25人で大麻事犯の約9割、中でも高校生2人を含む20歳未満の者が11人で約4割を占めております。

また、本年11月末現在の薬物事犯全体の検挙人員は71人と、既に昨年を検挙人員を上回っているほか、委員がおっしゃったとおり大麻事犯の検挙人員は40人、56%と過去最多に迫る水準で推移しており、うち30歳未満の者が33人で大麻事犯の約8割、中でも高校生3人を含む20歳未満の者が16人で4割を占め、若年層への大麻の蔓延が懸念されるところです。

大麻事犯につきましては、インターネットを中心にその有害性を否定する情報が流布され、大麻に対する警戒心の低下等につながっている可能性があるほか、SNS等を通じて比較的容易かつ安価に手に入ることが若年層の検挙人員増加の要因の一つであると見ております。

また、大麻の有害性につきましては、一般論として特に

成長期の若者の脳に対して影響が大きいことが指摘されておりまして、乱用すると学習能力の低下、記憶障害、精神障害等を引き起こす可能性があります。

加えて、大麻はゲートウェイドラッグいわゆる入り口の薬物といわれ、この大麻の使用をきっかけにさらなる刺激を求めて毒性の強い薬物に手を出す事例も多いなど、非常に危険な薬物です。

県警察といたしましては、大麻の蔓延防止に向け、県警察薬物乱用防止アドバイザーや自治体等と連携した広報啓発活動、教育機関との連携による薬物乱用防止教室等の開催、SNS等における違法有害情報の排除等の防止対策を推進してまいります。

また、末端使用者の検挙にとどまらず、組織的な薬物の密輸ルート解明や密売グループの検挙等による供給元の遮断に向け、関係機関との連携強化等を図りながら取締りを推進してまいります。

**永森委員** 改めて深刻化している状況を確認できました。引き続き対策のほうをよろしくお願いします。

**八嶋委員長** 質疑・質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩時間は10分とします。

〔休憩〕

**八嶋委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**火爪委員** それでは水入り後、質問に移らせていただきます。

まず、スクールソーシャルワーカーの件について、教育みらい室に伺います。

10月に決算特別委員会の書面審査がありました。その際にスクールソーシャルワーカーの配置について質問をさせていただきました。その後、資料がいろいろ届きました。これは頭数だと思っておりますが、今年4月時点のスクールソ

ーシャルワーカーの採用者数は、中核市の富山市を除いて40人。週20時間勤務の方でしょうか、40人のうち期末手当支給対象者は2人だけ。いずれにしろそんな状況です。1人当たりの兼務校が平均週4校で、1校当たりの平均勤務時間週1.8時間という数字を頂いております。

現場からは、派遣時間が大変短くて担任の先生と打合せもできない、スクールカウンセラーとの打合せもできないという実情を以前からいろいろ伺っておりました。

富山市とそれ以外の自治体とはいろいろ差があると思うのですけれども、富山市では中学校区に大体1人のスクールソーシャルワーカーさんが配置されていて、勤務時間が5時間程度というイメージでしょうか。そうすると、ある中学校に週2時間勤務して、その中学校区に3校小学校があれば派遣されて、それぞれ週1時間、1時間、1時間。1時間行って何をすると聞いたら、半分記録を書いて後は何しとるかなと。校長先生がよっぽど段取りよく設定してくださると、例えば週1時間なので1か月分を1回4時間にまとめてあとは行かないとかできる。スクールカウンセラーさんとスクールソーシャルワーカーさんとが相談するのは至難の業だと。せめて毎週半日でもいいから決まった曜日に派遣をしてもらおうと、担任の先生との打合せもできると。

不登校や自殺の問題があって、名古屋市は市単独の予算も使って各学校に常勤配置をされていると伺っております。自治体によって全く状況が違うということがよく分かりました。

そこで、国の予算措置もありますけれども県単独の配置も含めて、スクールソーシャルワーカーさんの1週間当たりの派遣時間数をぜひ増やしていただきたいと思います。近年の年間総配置時間数の数字と併せて、教育みらい室に

伺います。

**富川教育みらい室課長** 御質問のあったスクールソーシャルワーカーについては、国の補助事業を活用して、定期的な支援のための配置と要請による緊急支援を実施しております。

今年度は40人の方々に依頼し、中核市の富山市を除く14市町村の全51中学校区に週当たり平均で5.4時間、高校へは拠点校4校に平均4.7時間派遣しています。年間の配置時間ですが、令和2年度は9,675時間、令和3年度は1万597時間、令和4年度は1万376時間、令和5年度は1万598時間で、令和6年度は1万598時間と、5年間で見ると900時間余りの増となっております。

一方で、委員御指摘のとおり、令和5年度の1校当たりの派遣時間は週当たり平均1.8時間であり、今後その充実について検討する必要があると考えております。

県教育委員会としては、学校現場でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用したチーム学校による早期対応ができるよう、引き続き国に配置拡充を要望するとともに、児童生徒の支援体制の充実に向けて取り組んでまいります。

**火爪委員** 5年前の令和2年度と比べると少しだけ増えているけれども、令和3年度以降の4年間は全く増えていないと言っているほど横ばいの状況です。

近年いじめ、不登校が増えており、今議会でもこの問題についてたくさん質問が出された。どうやって一人一人支援をしていくのかという質問に対して、一人一人ちゃんと個々の状況をつかんで支援をしていくという話も教育長からありましたので、スクールソーシャルワーカーの配置状況がこれでは駄目だと思います。

そこで、皆さん覚えておいででしょうか。昨年11月議会に「学びの保障に向けた不登校対策を推進するため県内全

域で取組みを求める請願」が提出され、県議会は全会一致で採択をしております。その後、努力がされたのかということですが。

昨年3月には、文部科学省が不登校対策のC O C O L Oプランというものを発出してしております。特にその中では、先ほど少しお話もありました学校内での連携、チーム学校という考えが強く打ち出されております。担任の先生任せにしない、担任の先生が悩んだときに相談できるような場、体制が大事だということで、昨年11月の国の補正予算では配置拡大の対策経費も計上されていたかと思っております。

しかし、今伺ったところによりますと、昨年と今年のスクールソーシャルワーカーの総配置時間数は全く変わっていないということです。この請願を受けて、この1年間どんな努力をされてきたのか確認をしたいと思っております。

**富川教育みらい室課長** まず、昨年11月の請願にある校内教育支援センターについては、今年度国の事業を活用して6市町55校で新たに設置され、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでおります。

県教育委員会では、これまで中学校に教育相談を支援するカウンセリング指導員を配置してきていますが、今年度から小学校2校にも配置しております。また、希望する市町には子どもと親の相談員を配置し、教育相談体制の充実を図っております。

これら相談担当の方とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、例えば校内教育支援センターなどを利用していただいている子供たちに対して、チームとして連携して支援に当たることが重要になります。これまでも連携については、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーに、ケース会議と一緒に参加してもらい、両者を同じ勤務日とする、要請支援に両方を派遣し相談担当と情報を

共有するなどしてきましたが、請願を受けてより周知しているところです。

また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携を深め校内相談体制の充実をより図るため、昨年度から合同研修会を年2回開催しているところです。

今後も国に支援の拡充を要望し、校内教育支援センターの設置促進やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員等の配置の拡充に努め、チーム学校として子供たちを支援できるよう努めてまいります。

**火爪委員** 言われることはとても立派でもっともですが、実際と激しい乖離があることは、課長も御存じだと思っております。やることは大事だという方針だと思えますけれども、週1時間の勤務時間でケース会議なんてできませんよ。週1時間午前中に行ったらって担任の先生は授業をしているし、スクールカウンセラーの顔も見ることがないスクールソーシャルワーカーさんもいますよ。

よほど大規模校でなければ、スクールソーシャルワーカーさんとスクールカウンセラーさんの机は1つしかない。同じ机を使っている。同じ時間に来ないことを想定して設定をされている。1.8時間で無理なのは誰の目にも明らかだと思っております。よほどうまくやっている学校の例だけを取り上げて言ってもらったら困るのではないかと思います。

先ほど充実に努めていきたいという御答弁を頂いております。新年度は国に要望すると同時に、県単も含めてこの問題にしっかり強化をしていただきたいと思っております。

決算特別委員会の要望指摘事項にスクールソーシャルワーカーの報酬についても検討が必要である、さらなる支援の充実を図るべきであると書くことになっております。そこで、スクールソーシャルワーカーの報酬について質問です。



有資格者については時給3,000円、石川県は3,500円と調べていただきました。資格がない、準ずる者——準ずる者といったって軽く見てはいけないので、学校の先生のOBとか、何らかの別の資格を持っている方とかだと思っておりますけれども——これは時給が1,500円、石川県では準ずる方の時給は規定がないです。日給9,800円、7時間45分という規定が石川県にあるということは、日給体制で雇用している準ずる方があるということで、長時間の配置がそれなりに対応されているのかなと思います。全国平均は富山県並みだというお話も頂いておりますけれども、ぜひ横並びや下だけ見るのではなくて、現場の要望に応じて処遇改善をまじめに検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**富川教育みらい室課長** 国の調査によると、スクールソーシャルワーカーの報酬単価の全国平均額は、スクールカウンセラーの報酬単価の全国平均額よりも低くなっており、本県も全国と同様の状況です。

このスクールソーシャルワーカーの報酬等の処遇については、全国や近県の状況を参考に策定しており、本県の報酬単価を全国や近県と比較するとほぼ同額程度となっております。

しかし、児童生徒が抱える課題やその背景が多様化、複雑化している中、教育と福祉が連携して支援するためには、スクールソーシャルワーカーの果たす役割は重要になっており、人材を安定して確保することは重要であると考えております。

引き続き、全国や近県の状況を踏まえ、国に対し財源支援を要望するなど、児童生徒の支援体制の充実に向けて取り組んでまいります。

**火爪委員** 横並びばかり見ないように、高い水準をより目指

して全国平均を引き上げるぐらいのつもりで、県単措置も含めて改善を強く要望します。

もう1問、体育館のエアコンについて伺います。

1月1日の地震もあったこともあり、本議会でも体育館への空調設備についてはいろいろな質問が出されていたかと思います。

前回の委員会では瀬川委員から県立高校の体育館のエアコン設置について、調査だけではなくて実際に動く予算を新年度に計上するよという質問も出ていたかと思いますが、今日、私は小中学校のほうに力点を置いて聞いてみたいと思います。

教育長も予算特別委員会でいろいろ答弁しておられましたけれども、文部科学省が公表した9月時点の全国の設置率を見まして、ちょっとがっかりいたしました。今年9月時点の全国の小中学校の体育館のエアコン設置率は、東京は88.3%、全国平均は低いですが、それでも18.9%に上がってきております。けれども、前回ですから2年前の調査だと思うのですが、富山県は2年前と全く同じ0.6%、2校です。実態はよく分からないですが全く動いていない。全国順位はどんどん下がって46位。加えて、今回は断熱化率というものも公表されているのです。この断熱化率も3.6%で、これは全国47位という数字になっています。どうして動かないのか。まず現状認識を教育企画課に伺います。

**中家教育企画課課長** 委員からお話しのとおり、今年9月末に文部科学省から公表された調査結果であります公立学校施設における空調設備の設置状況については、令和6年9月1日現在、小中学校の体育館等の設置率の全国平均18.9%に対して、本県の設置率は0.6%で全国46位、前回調査からの伸び率はゼロであり、断熱室率も全国最下位の

3.6%と、いずれも大変低い数字となっております。

ただし、この調査では、いわゆる体育館だけでなく、武道場やトレーニングルームといった部屋も対象に含んでおり、空調の種類についても、固定式のエアコンだけでなく、移動可能なスポットクーラー等の冷房機器も含んでいるものとなっております。

県内の小中学校体育館の空調設備が進まない要因としては、体育館に比べ使用時間が長い特別教室の空調設備を現在優先して進めておられること、市町村の多くは体育館の空調整備の経験が少ないため、熱源の選択や空調機器の種類、断熱工事の範囲といったことについて適切な整備手法等に関するノウハウが不足していること、また、少子化に伴う再編統合や校舎の老朽化など喫緊の課題への対応との兼ね合いにより直ちに小中学校の体育館の空調整備を進めづらい状況も背景にあるのではないかと考えております。

**火爪委員** 嫌なことを聞いてすみません。それほどこの県も一緒なのではないかなと思ってお聞きをしました。

そうは言っても1月1日の地震もあったので、設置を急速に推進することが必要なのではないかなと思って、一緒に取り組んでいきたいと思います。

希望の光は、先日、立山町では2026年夏までに設置完了を目指す町長さんが表明をされたこと。今回の補正予算で、断熱改修が完了した雄山中学校、立山中央小学校、立山北部小学校の3つの体育館の基本設計を上程するということです。2026年夏までに完了予定ですが、幾つかは来年夏までに設置できる可能性もあるかなと思って見ていました。

富山市に聞いたらもう全くで、水橋高校跡地に小中一貫校をつくるので新しく建てる場所にはつきたいと市長は言っておられました。

ここら辺は教育委員会だけではなくて首長さんの決断が大事だと思うのです。だから、教育委員会からぜひ知事にも働きかけていただきまして、「ワンチームとやま」連携推進本部会議で話題にするだとか、自治体ぐるみでこの問題を取り組むように仕掛けていただきたいと思います。

立山町も含めてそろそろ国庫補助の申請が上がってくる時期ではないかと思います。新年度の動きも含めてどう見ているのか、今後の決意も併せて伺います。

**中家教育企画課課長** 小中学校体育館の空調整備に関しては、学校施設環境改善交付金の補助率を3分の1から2分の1へ引き上げる措置が令和7年度まで延長されるなど、現在国の支援制度が拡充されているところです。

加えて、先般発表された国の補正予算案では、仮称ではありますが、補助率2分の1の空調設備整備臨時特例交付金を新設の上、令和15年度までの10年間で避難所施設としての機能強化を図る方針を示されたところです。

これにより、国の目標として令和17年度までに公立小中学校の体育館の空調設置率を95%にまで引き上げるとされておりますが、现阶段ではこの交付金の詳細な申請手続はスケジュールも含めて示されていない状況です。

今のところ県内の市町村からは、小中学校体育館の空調整備を目的とした学校施設環境改善交付金の申請は受けていないのですが、今後国の補正予算を活用した補助申請があれば、支援してまいりたいと考えております。

県教育委員会としては、各市町村が小中学校体育館の空調設置に向けた検討を進められるよう、県が実施した先進地調査の結果も含め他自治体の取組状況など事業の参考となる情報の提供にこれまで努めてきたところです。

今後も各市町村がこれらの交付金や有利な財源を最大限活用し、小中学校の体育館の空調整備を早急に進めていた

だけるよう、引き続き必要な予算措置や国の交付金の積極的な活用を働きかけてまいります。

**火爪委員** 新設される臨時特例交付金は、いつから対象になるか分かりますか。今回の補正、来年度の年初めの補正、新年度当初予算、どこから使えそうですか。

**中家教育企画課課長** まだ確定はしていませんけれども、令和6年度から使える、令和7年度分とかの工事を前倒しできるような措置が取られるのではないかという情報です。確定情報ではありませんが。

**火爪委員** 前倒しで令和6年度にも使える可能性もあるということで、情報収集をして県内市町村に早く周知をして、決意を引き出していきたいと思います。

**谷村委員** 私からは、教員の休職の状況について少しだけ質問させていただきます。

全国的に公立学校の教員の精神疾患による病気休職者が増えているということです。昨年12月文部科学省から発表がありました令和4年度の調査によりますと、公立学校の教員の病気休職者数は8,793人であり、そのうち精神疾患による病気休職者は6,539人、全教育職員数の0.71%で、令和2年度以降3年連続で増加して過去最高となったということでした。

本県では、令和4年度は45人、令和5年度は44人が精神疾患による病気休職者数だと認識しています。

精神疾患による休職の場合、代替教員の確保は特に難しいと思っております。ただ、教員の負担をできる限り少なくする必要があると思いますが、配置の状況についてお伺いします。

現在の教員の休職者数と休職の事由ごとの内訳と配置の状況について、併せて安川教職員課長にお伺いします。

**安川教職員課長** 本年12月1日時点で休業や休職中の教員は

430名でした。その内訳は、産前産後休暇及び育児休業が381名、病気休職が49名であり、病気休職のうち精神疾患によるものが36名でした。

また、年度途中で教員が休業や休職となる場合、授業に支障がないよう速やかに代替となる教員を配置することとしておりますが、同じ12月1日時点では休業者及び休職者430名に対して426名の代替教員を確保しているところです。このうち精神疾患による休職者36名に対しては35名の代替教員を確保しております。

代員が配置できていない学校につきましては、できるだけ早く配置できるよう現在も教育事務所や市町村教育委員会等で確保に努めているところです。

**谷村委員** 確認ですが、産休等で休職される方々はある程度予測がつくと思うのですけれども、精神疾患の場合はなかなか予測しづらいと思います。この35人の代替職員はどう確保しておられるのですか。

**安川教職員課長** 病気休職に入ります前に前提として休暇を取得されることがありますので、その休暇の取得の間に募集しまして、市町村教育委員会等と連携して確保しているところです。

**谷村委員** 休職前に募集すると、ある程度の確保ができるとの認識でよろしかったですか。

**安川教職員課長** できる限り確保しているところです。

**谷村委員** そこで次の質問にいけますが、精神疾患による休職者のケア体制と休職中の過ごし方についてお聞きしたいと思います。

精神疾患による休職者にとって、一般的には相談できる場所、十分な休養、適度な運動、好きな生活活動が必要とされていると思います。ただ、これがよいという体制なり、環境の提供というのはなかなか難しいとも思います。

デリケートというかセンシティブなことですので、なかなか苦勞されているのかなと思うのですが、そういう過ごし方についてお伺いいたします。

**安川教職員課長** 精神疾患により休職している教員につきましては、休職期間中にまずは十分な休養を取っていただくとともに、主治医の診察と医療指導の下、治療に専念すること、また、時には外出して気分転換をするなど、日常生活の中で無理なく回復できるよう過ごすことが基本になります。

その上で、学校では精神疾患により休職している教員に対し、主に教頭が窓口となりまして本人と適宜連絡を取り必要に応じて面談を行いますほか、本人の了解も得た上で主治医から状況を聞き取り病状や療養生活を把握する体制をとっております。

また、本人の求めに応じて学校の様子を伝え、信頼のおける同僚と連絡を取ることを勧めたりしているところです。

県教育委員会では、病状が回復して本人が職場復帰を希望し、主治医の同意が得られる場合に、復帰に向けての準備を進めることとなります。その際は校長のほか、小中学校の教員でありますと市町村教育委員会の意見も聞いた上で、休職のまま一日数時間から徐々に勤務時間を増やす、いわゆる試し出勤を行いまして、本人の健康状態を確認しながらおおむね数か月程度をかけまして通常の業務が可能となるよう計画的に進めているところです。

今後とも精神疾患により休職となりました教員が心身ともに回復した状態で再び教壇に立ち、自信を持って教育に当たることができるように支援してまいります。

**谷村委員** 教育現場における教員の負担が非常に多い状況で、精神疾患による休職者が全国的に非常に増えていると、今後どうするのかと気にはなっていたのですが、思ってい

た以上に本県は代替職員の確保とか対応がしっかりできているなと感じたところでは。継続的にケア活動も含めてしっかりとやっていたらと思います。

八嶋委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 5 行政視察について

八嶋委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査ための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。